

島根大学大学院医学系研究科規則

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第2号]

(趣旨)

第1条 島根大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、島根大学大学院学則(平成16年島大学則第3号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第1条の2 研究科は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とし、第2条に定める各専攻については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 医科学専攻博士課程は、医学の専門領域及び関連領域で自立して独創的研究活動を行うに足る高度の研究能力、豊かな学識と人間性を備えた教育、研究の指導的役割を担う人材の育成を図るとともに、医療に求められる高度な専門知識・技術及び研究能力を備えた臨床医の育成を目的とする。
- 二 看護学専攻博士後期課程は、高水準で独創的な超高齢看護学研究を自立して実施し、超高齢看護学の発展に寄与できる教育研究者の育成を目的とする。
- 三 医科学専攻修士課程は、医学部医学科以外出身の者に、総合的・学際的サイエンスとしての医科学の視点を付与し、島根大学及び地域における独自の研究・教育の実績を、教育・訓練を通じて学生に還元することによって、老年・若年人口対策、医食同源等の分野に関わる研究・教育、社会事業・企業活動などに、医科学の基礎と専門知識を持って携わることのできる人材の育成を目的とする。
- 四 看護学専攻博士前期課程は、豊かな人間性と幅広い視野を基盤として科学的な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力と創造的な研究能力を持つ人材の育成を目的とする。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は、博士課程及び修士課程とする。

- 2 博士課程に、次の専攻及びコースを置く。

医科学専攻

研究者育成コース、高度臨床医育成コース、がん専門医療人育成コース、地域医療指導者育成コース

看護学専攻博士後期課程

- 3 修士課程に、次の専攻及びコースを置く。

医科学専攻

総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コーディネータ養成コース、医療シミュレータ教育指導者養成コース、地域包括ケア人材養成コース(医

療経営重点)

看護学専攻博士前期課程

看護援助学コース、看護管理学コース、地域・在宅看護学コース、母子看護学コース、がん・成人看護学コース、高齢者看護学コース、がん看護CNSコース、老人看護CNSコース、助産学コース

(教育及び研究における教員組織)

第2条の2 研究科の教育及び研究における教員組織は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうち、研究科における研究指導教員又は担当教員の資格を有し、研究科教授会が認めた者をもって編成する。

(教育方法及び指導教員)

第3条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 前項の研究指導を行うため、学生ごとに所属する専攻の教員のうちから指導教員を置く。
- 3 前項の指導教員のほかに、副指導教員を置くことができる。

(研究指導計画及び研究・研修実績報告)

第3条の2 指導教員は、一年間の研究指導の計画を学生にあらかじめ明示するために、学生ごとに学位論文等の作成に対する研究指導計画書を作成し、研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、一年間の研究・研修の実績について、年度末に研究・研修実績報告書を作成し、指導教員の確認の後、研究科長に提出しなければならない。

(授業科目及び履修単位数)

第4条 博士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 修士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

- 3 学則第21条又は第37条の規定に該当する者のうち、別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4に定める授業科目の授業を当該年次に履修できない者は、研究科長の許可を得て、当該年次を変更し、履修することができる。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第5条 学生は、他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、修士課程については1年を、博士課程については2年を超えることができない。

- 2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導については、別に定める。

(授業科目の選定等)

第6条 履修する授業料目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

- 2 博士課程において、指導教員は、教育研究上必要と認めるときは、学生に他の専攻の

授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度として、第11条第1項に定める課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位修得の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により行う。

(転入学等の場合の取扱い)

第8条 学則第12条から第14条までの規定により、転入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに修学年限、在学年限については、医科学専攻博士課程委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程委員会又は看護学専攻博士前期課程委員会の議を経て研究科長が決定する。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第9条 学生は、指導教員の指導により他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として、研究科において修得したものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）における授業科目の履修については、別に定める。

(社会人学生に対する教育方法の特例)

第9条の2 研究科教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

(履修に関するその他の事項)

第10条 第3条から第9条までに定めるもののほか、授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(学位論文等)

第10条の2 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに、学位論文又は特定の研究についての成果（以下「学位論文等」という。）を研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文等の審査及び最終試験に関する事項については、別に定める。

(課程修了の要件)

第11条 医科学専攻博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、別表第1に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究実績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 看護学専攻博士後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、別表第2に定める授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究実績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

3 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、別表第3及び別表第4に定める

授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究実績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(組織的研修等)

第 12 条 研究科は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 島根大学大学院学則（平成 16 島大学則第 3 号）附則第 2 項の規定に基づき、平成 15 年 9 月 30 日において島根医科大学大学院医学系研究科（以下「旧島根医科大学大学院医学系研究科」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 16 年 4 月以降に在学者の所属する年次に再入学又は転入学する者（以下「再入学者等」という。）が、旧島根医科大学大学院医学系研究科を修了するために必要であった教育課程の履修は、島根大学大学院医学系研究科が行うものとし、在学者及び再入学者等の教育課程に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成 17 年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第 3 に規定する *印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第 11 条第 2 項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第 1 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成 18 年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第 1 及び別表第 3 に規定する *印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第 3 の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第 11 条第 2 項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成19年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附 則

この規則は、平成20年10月8日から施行し、改正後の第2条の2の規定については、平成20年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1、第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成20年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1、第2及び別表第3に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第3の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第2項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

この規則は、平成21年5月13日から施行し、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則第1条の2の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成22年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第2項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成24年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成25年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成26年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第2に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成27年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第1の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第1項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3の規定に基づき、平成28年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学又は再入学する者を含む。）が履修した同表の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第

1 1条第3項に規定する単位として認定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3及び別表第4に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第3及び別表第4の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第1項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成30年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第4に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第4の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第3項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第4に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第4の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第3項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。